

人権擁護委員の委嘱

人権擁護委員は、法務大臣から委嘱された民間の人で、法務局の職員と一緒に人権相談や人権啓発活動などを行っています。

現在、市内では12人の人権擁護委員の皆さんが活躍されています。

7月17日には委嘱式が行われ、岐阜地方法務局高山支局の岡本良衛支局長から、退任される2人へ感謝状が交付され、また、新任および再任となるそれぞれ2人へ委嘱状が交付されました。

【市民活動推進課】

▶ (前列左から) 中島春子さん、
村和子さん、中島孝さん、日野光洋
さん、(後列左から) 山下浩正さん、
今井繁子さん
|| 森ふれあいセンター



【退任】

なかしま たかし
中島 孝さん (森)
しもむら かずこ
下村 和子さん (金山町金山)

4期 (期間:平成19年7月1日から令和元年6月30日)

【新任】

なかしま はるこ
中島 春子さん (金山町金山)
ひの みつひろ
日野 光洋さん (森)

任期は令和元年7月1日から3年間

1期目 (期間:令和元年7月1日から令和4年6月30日)

【再任】

やました ひろまさ
山下 浩正さん (小坂町長瀬)
いまい しげこ
今井 繁子さん (萩原町尾崎)

任期は令和元年7月1日から3年間

3期目 (在任期間:平成25年7月1日から令和4年6月30日)

下呂市指定金融機関の交替について

下呂市の指定金融機関は3年ごと交替しており、10月1日に現在の「益田信用組合」から「飛騨農業協同組合」に交替します。(市の指定金融機関は交替しますが、金融機関での公金の取り扱いについて変わることはなく、市民の皆さんに特に手続きしていただく必要はありません。)

なお、市役所会計課窓口指定金融機関派出所においても、これまで通り市税や上下水道料金など、市の公金のみ支払いができます。

指定金交替についてQ&A

Q 指定金融機関が変わると何か手続きは必要ですか？

A 手続きの必要はありません。

Q 市からの振込口座を変更する必要がありますか？

A 変更の必要はありません。今までと変わりなく、現在ご利用の金融機関口座に振込されます。

Q 市税などの口座振替を利用していますが、口座を変更する必要がありますか？

A 変更の必要はありません。今までと変わりなく、現在ご利用の金融機関において振替されます。

【問合せ先】 会計課 ☎ 24-2222

市政懇談会のご案内

市の施策や取り組みをお伝えし、
市民の皆さんの「声」を伺うため、市政懇談会を開催します

○テーマ

「もっと住みたい わくわく下呂市」

～市民のみなさんと描く市の将来像～

多数のご参加をお待ちしています

○開催日程／場所（いずれも 19 時 30 分～ 21 時）

10月 3日(木) / 小坂きこりセンター（小坂町大島）

10月 8日(火) / 星雲会館（萩原町萩原）

10月 10日(木) / 馬瀬中央公民館（馬瀬名丸）

10月 15日(火) / 下呂市民会館（森）

10月 17日(木) / 下原公民館（金山町大船渡）

※地区要望、陳情などは、振興事務所経由で受付させていただいておりますので、懇談会当日はご遠慮ください。

意見・提言をお持ちの人は「参加予定会場・氏名・住所・連絡先・意見提言などの内容」を、用紙に記載してお知らせください。様式は問いません。

※提案者が当日欠席される場合には会場にお見えの人の意見提言を優先する場合があります。

○提出期限 9月20日(金)

○提出先 秘書広報課（下呂庁舎2階）

F A X 23-0066

メール hisyokouhou@city.gero.lg.jp

各地域振興課（各振興事務所内）

○問合先 秘書広報課 ☎ 24-2222 内線 261

屋外広告物のルールはご存じですか？

下呂市の美しい景観の維持や危険防止のため、屋外広告物設置のルールを守りましょう。

◆屋外広告物とは

「常時または一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるもの」で、道路沿いに建てられる野立広告物、営業敷地内に掲示する広告物、建物の壁にある壁面広告など、さまざまな形態のものがあります。また、掲示内容が営利的な広告かどうかは関係ありません。

◆屋外広告物を掲示するには

多くの場合で許可が必要となります。許可を受けるには市で定める基準を守らなければなりません。まだ、手続きが済んでいない場合は、速やかに申請してください。詳しくは、建築課までお問い合わせください。

違反となる屋外広告

①破損・倒壊・落下の恐れがあるもの

②交通の安全を妨げるもの

③禁止されている物件や地域につけたもの（原則道路上の柵、歩道橋、街路樹、電柱には掲示できません）

④高さや表示面積、場所などの許可基準に違反したもの

※無許可を含めた違反広告については、建築課にて撤去や是正指導を実施します。

【問合先】 建築課 ☎ 53-2010（内線 121）